

資料49-2

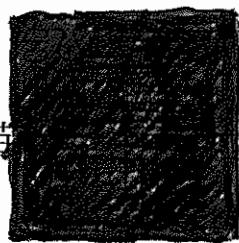
クールEMSの提供に関する国際郵便約款の変更の認可について
(諮問第1144号)



諮問第1144号
平成29年2月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

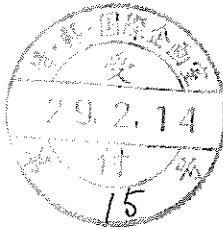
これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	保冷EMS郵便物の引受けについては、原則、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるとともに、一部の技術的な利用条件については、日本郵便株式会社が明示的に別に定めることとしており、適当と認められる（なお、外国來のEMS郵便物の保冷扱いは提供されていないため、配達及び転送については規定不要）。保冷EMS郵便物の還付及び送達日数に関する事項については適正かつ明確に定められており、適当と認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

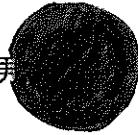


2016-日国際第101号
平成29年2月14日

総務大臣
山本 早苗 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
平成29年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
試験的に実施しているEMS郵便物の保冷扱いについて、本格実施を行うに当たり、国際郵便約款に規定するとともに、関係規定について整備する必要があるため。

国際郵便約款新旧対照表

現 行		改 正
国際郵便約款		
(略)	(略)	国際郵便約款
(EMS郵便物)	(EMS郵便物)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵便が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、 <u>第11条 (国別の差出条件) に規定する差出条件</u> によります。	2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵便が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、 <u>第11条 (国別の差出条件) 及び第40条 (EMS郵便物の利用条件) に定めるところ</u> によります。	
3~5 (略)	3~5 (略)	
(EMS郵便物の配達時間保証扱い)	(EMS郵便物の配達時間保証扱い)	
第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日時までに配達する扱い、(以下「配達時間保証扱い」といいます。)を行いうものをEMS配達時間保証便物といいます。	第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日時までに配達する扱い、(以下「配達時間保証扱い」といいます。)を行いうものをEMS配達時間保証便物といいます。	
2 (略)	2 (略)	
3 EMS配達時間保証便物の差出人には、その郵便物の配達結果に関する通知を行います。ただし、差出人がその通知を必要としない場合は、この限りではありません。	3 配達時間保証EMS郵便物の差出人には、その郵便物の配達結果に関する通知を行います。ただし、差出人がその通知を必要としない場合は、この限りではありません。	
(EMS郵便物の保冷扱い)	(EMS郵便物の保冷扱い)	
第39条の2 EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外國の受取人に配達する扱いを行いうものを保冷EMS郵便物といいます。	第39条の2 EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外國の受取人に配達する扱いを行いうものを保冷EMS郵便物といいます。	
2 保冷EMS郵便物には、冷蔵したまま配達する扱い(以下「冷蔵型保冷扱い」といいます。)を行いうものと、冷凍したまま配達する扱い(以下「冷凍型保冷扱い」といいます。)を行いうものがあります。	2 保冷EMS郵便物には、冷蔵したまま配達する扱い(以下「冷蔵型保冷扱い」といいます。)を行いうものと、冷凍したまま配達する扱い(以下「冷凍型保冷扱い」といいます。)を行いうものがあります。	
3 当社は、保冷EMS郵便物を、一定時間次の区別に従って定める温度に保つたため、当社所定の保冷容器に納入して外國宛てに運送します。	3 当社は、保冷EMS郵便物を、一定時間次の区別に従って定める温度に保つたため、当社所定の保冷容器に納入して外國宛てに運送します。	
	区分	温度
ア 冷蔵型保冷扱いを行う保冷EMS郵便物 (以下「冷蔵型保冷EMS郵便物」といいます。)	おおむね0度以上10度以下	
イ 冷凍型保冷扱いを行う保冷EMS郵便物 (以下「冷凍型保冷EMS郵便物」といいます。)	おおむね0度以下15度以下	

現 行	改 正	
<p>2 <u>EMS配達時間保証郵便物</u>を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従つていただきます。</p> <p>3 <u>保冷EMS郵便物</u>を差し出すためには、第1項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従つていただきます。</p>	<p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>	<p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>
<p>2 <u>EMS配達時間保証郵便物</u>を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従つていただきます。</p>	<p>3 <u>保冷EMS郵便物</u>を差し出すためには、第1項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従つていただきます。</p>	<p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>

請求期間	返還される料金	請求期間
1～4 (略)	(略)	1～4 (略)
5 外国宛てEMS郵便物について、 <u>EMS</u> の取扱いをしなかつた場合又は <u>EMS</u> の取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	差し出しの際に支払われた料金（そのEMS郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかつた場合に支払われるべき料金とします。）	差し出しの際に支払われた国際郵便料金（そのEMS郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかつた場合に支払われるべき料金とします。）
6 外国宛て <u>EMS</u> 配達時間保証郵便物について、配達時間保証料をしなかつた場合又は配達時間保証料をしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	差し出しの際に支払われた配達時間保証料の料金（その配達時間保証料の料金が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかつた場合に支払われるべき料金とします。）	差し出しの際に支払われた配達時間保証料の料金（その配達時間保証料をし、なかつた場合又は配達時間保証料をしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)

現 行	改 正
6の2 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷扱いをしてしなかつた場合又は冷蔵型保冷扱いをしてしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	差し出の際に支払われた保冷EMS郵便物の料金(その保冷EMS郵便物の料金が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされた場合に支払われるべき料金とします。)
6の3 冷凍型保冷EMS郵便物について、冷凍型保冷扱いをしてしなかつた場合又は冷凍型保冷扱いをしてしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による場合を除きます。)	差し出の際に支払われた保冷EMS郵便物の料金(その保冷EMS郵便物の料金が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされた場合に支払われるべき料金とします。)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に關し、亡失又は内容品の全部の盗取者が損害賠償しない場合は、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。	差し出の際に支払われた郵便物の料金(その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかつた場合には、支払われるべき料金とします(EMS郵便物にあつては、国際郵便に関する届出料金表第5表(EMS郵便物の料金)第2の1ただし書き及び第2の2の2ただし書きの規定により算出した額を除きます。)。8から11までについても同様とします)、特殊取扱の料金(書留とする郵便物にあつては書留料を、保険付とする郵便物にあつては保険料を除いた額とし、及び預託時間保証料の料金)
8~11 (略)	(略)
2~4 (略)	(略)

現 行	改 正
<p>外国宛て郵便物の返還)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前項に規定する郵便物が速達としたものであるとき又はEMS郵便物であるときには、速達の扱い又はEMS郵便物の扱いにより返還します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(外国宛て郵便物の返還)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前項に規定する郵便物が速達としたものであるとき又はEMS郵便物であるときには、速達の扱い又はEMS郵便物の扱いにより返還します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>

現 行		改 正
国際郵便に関する料金表		
(略)	(略)	国際郵便に関する料金表
第5表 EMS郵便物の料金	第1 適用	第5表 EMS郵便物の料金
1 EMS郵便物の料金	1 EMS郵便物の料金	1 EMS郵便物の料金
EMS郵便物ことは、次の区別による料金を適用します。	EMS郵便物ことは、次の区別による料金を適用します。	EMS郵便物ことは、次の区別による料金を適用します。
(1) EMS郵便物の料金	(1) EMS郵便物 ((3)に掲げるものを除きます。)	(1) EMS郵便物 ((3)に掲げるものを除きます。)
(2) EMS郵便物の配達時間保証料、の料金	(2) EMS郵便物の配達時間保証料、の料金	(2) EMS郵便物の配達時間保証料、の料金
	(3) 保命EMS郵便物	(3) 保命EMS郵便物
	ア 冷蔵大型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(1)に該当するものをいいます。)	ア 冷蔵大型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(1)に該当するものをいいます。)
	イ 冷蔵中型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(2)に該当するものをいいます。)	イ 冷蔵中型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(2)に該当するものをいいます。)
	ウ 冷蔵小型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(3)に該当するものをいいます。)	ウ 冷蔵小型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中1の(3)に該当するものをいいます。)
	エ 冷凍大型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(1)に該当するものをいいます。)	エ 冷凍大型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(1)に該当するものをいいます。)
	オ 冷凍中型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(2)に該当するものをいいます。)	オ 冷凍中型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(2)に該当するものをいいます。)
	カ 冷凍小型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(3)に該当するものをいいます。)	カ 冷凍小型保命EMS郵便物 (別記8の2の表中2の(3)に該当するものをいいます。)
2 EMS郵便物の料金割引	2 EMS郵便物の料金割引	2 EMS郵便物の料金割引
EMS郵便物(EMS郵便物保証時間便物を含みます。以下この2において同じとします。)の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、(1)及び(2)のアの、いずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。	EMS郵便物(EMS郵便物保証時間便物を含みます。以下この2において同じとします。)の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、(1)及び(2)のアの条件を満たすものとみなします。	EMS郵便物(EMS郵便物保証時間便物を含みます。以下この2において同じとします。)の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。
(1) 同時に満たすものの料金割引	(1) 同時に満たすものの料金割引	(1) 同時に満たすEMSS郵便物の料金については、その合計額 (同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2の2 (保命EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。	次に掲げる条件を満たすEMSS郵便物の料金については、その合計額 (同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2の2 (保命EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。	次に掲げる条件を満たすEMSS郵便物の料金については、その合計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2の2 (保命EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
(2) 同時に10個以上差し出されたものであること。	ア 同時に10個以上差し出されたものであること。	ア 同時に10個以上差し出されたものであること。
イ 当社が別に定める料金支払方法及び差出方法に関する条件を満たすものであること。	イ 当社が別に定める料金支払方法及び差出方法に関する条件を満たすものであること。	イ 当社が別に定める料金支払方法及び差出方法に関する条件を満たすものであること。
(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引	(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引	(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引
ア 基本割引	ア 基本割引	ア 基本割引
次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。	次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。	次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) の表に規定する料金額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
(7) 一事業所に1か月内に50個以上差し出されたものであること。	(7) 一事業所に1か月内に50個以上差し出されたものであること。	(7) 一事業所に1か月内に50個以上差し出されたものであること。

現 行		(i) 当社が別に定める料金支払方法及び請求方法に関する条件を満たすものであること。																																																																		
イ	(略)	イ	(略)																																																																	
第2 料金額																																																																				
1	EMS郵便物の料金	EMS郵便物の料金	EMS郵便物の料金 <u>(2の2に掲げるものを除きます。)</u> は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額に当該損害要償額が20,000円を超過する場合は、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。																																																																	
(表略)																																																																				
2	(略)	2	<u>2の2 保冷EMS郵便物の料金</u> 保冷EMS郵便物の料金は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額を申し出た場合にあっては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。																																																																	
(1) 冷蔵大型保冷EMS郵便物																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>重量</th> <th>台湾</th> <th>香港</th> <th>シンガポール、ベトナム及びマレーシア</th> <th>フランス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0kgまで</td><td>9,700円</td><td>10,500円</td><td>12,100円</td><td>23,100円</td></tr> <tr> <td>3.0kgまで</td><td>10,500円</td><td>11,300円</td><td>12,900円</td><td>24,400円</td></tr> <tr> <td>4.0kgまで</td><td>12,100円</td><td>12,900円</td><td>14,500円</td><td>25,700円</td></tr> <tr> <td>5.0kgまで</td><td>12,900円</td><td>13,700円</td><td>15,300円</td><td>27,000円</td></tr> <tr> <td>6.0kgまで</td><td>13,700円</td><td>14,500円</td><td>16,100円</td><td>28,300円</td></tr> <tr> <td>7.0kgまで</td><td>14,500円</td><td>15,300円</td><td>16,900円</td><td>29,600円</td></tr> <tr> <td>8.0kgまで</td><td>15,300円</td><td>16,100円</td><td>17,700円</td><td>30,900円</td></tr> <tr> <td>9.0kgまで</td><td>16,100円</td><td>16,900円</td><td>18,500円</td><td>32,200円</td></tr> <tr> <td>10.0kgまで</td><td>16,900円</td><td>17,700円</td><td>19,300円</td><td>33,500円</td></tr> <tr> <td>11.0kgまで</td><td>17,700円</td><td>18,500円</td><td>20,100円</td><td>34,800円</td></tr> <tr> <td>12.0kgまで</td><td>18,500円</td><td>19,300円</td><td>20,900円</td><td>36,100円</td></tr> <tr> <td>13.0kgまで</td><td>19,300円</td><td>20,100円</td><td>21,700円</td><td>37,400円</td></tr> </tbody> </table>				重量	台湾	香港	シンガポール、ベトナム及びマレーシア	フランス	2.0kgまで	9,700円	10,500円	12,100円	23,100円	3.0kgまで	10,500円	11,300円	12,900円	24,400円	4.0kgまで	12,100円	12,900円	14,500円	25,700円	5.0kgまで	12,900円	13,700円	15,300円	27,000円	6.0kgまで	13,700円	14,500円	16,100円	28,300円	7.0kgまで	14,500円	15,300円	16,900円	29,600円	8.0kgまで	15,300円	16,100円	17,700円	30,900円	9.0kgまで	16,100円	16,900円	18,500円	32,200円	10.0kgまで	16,900円	17,700円	19,300円	33,500円	11.0kgまで	17,700円	18,500円	20,100円	34,800円	12.0kgまで	18,500円	19,300円	20,900円	36,100円	13.0kgまで	19,300円	20,100円	21,700円	37,400円
重量	台湾	香港	シンガポール、ベトナム及びマレーシア	フランス																																																																
2.0kgまで	9,700円	10,500円	12,100円	23,100円																																																																
3.0kgまで	10,500円	11,300円	12,900円	24,400円																																																																
4.0kgまで	12,100円	12,900円	14,500円	25,700円																																																																
5.0kgまで	12,900円	13,700円	15,300円	27,000円																																																																
6.0kgまで	13,700円	14,500円	16,100円	28,300円																																																																
7.0kgまで	14,500円	15,300円	16,900円	29,600円																																																																
8.0kgまで	15,300円	16,100円	17,700円	30,900円																																																																
9.0kgまで	16,100円	16,900円	18,500円	32,200円																																																																
10.0kgまで	16,900円	17,700円	19,300円	33,500円																																																																
11.0kgまで	17,700円	18,500円	20,100円	34,800円																																																																
12.0kgまで	18,500円	19,300円	20,900円	36,100円																																																																
13.0kgまで	19,300円	20,100円	21,700円	37,400円																																																																

現 行		改 正			
重量	台湾	香港	シンガポール、ベトナム及びマレーシア	フランス	
2.0kgまで	8,100円	8,900円	10,500円	20,500円	
3.0kgまで	8,900円	9,700円	11,300円	21,800円	
4.0kgまで	9,700円	10,500円	12,100円	23,100円	
5.0kgまで	10,500円	11,300円	12,900円	24,400円	
6.0kgまで	12,100円	12,900円	14,500円	25,700円	
7.0kgまで	12,900円	13,700円	15,300円	27,000円	
8.0kgまで	13,700円	14,500円	16,100円	28,300円	
9.0kgまで	14,500円	15,300円	16,900円	29,600円	
10.0kgまで	15,300円	16,100円	17,700円	30,900円	
11.0kgまで	16,100円	16,900円	18,500円	32,200円	
12.0kgまで	16,900円	17,700円	19,300円	33,500円	
13.0kgまで	17,700円	18,500円	20,100円	34,800円	
14.0kgまで	18,500円	19,300円	20,900円	36,100円	
15.0kgまで	19,300円	20,100円	21,700円	37,400円	

名宛地域				
重量	台湾	香港	シンガポール、ベトナム及びマレーシア	フランス
1.0kgまで	4,800円	5,300円	6,300円	12,700円
2.0kgまで	5,800円	6,300円	7,300円	14,000円
3.0kgまで	6,800円	7,300円	8,100円	15,300円
4.0kgまで	8,100円	8,900円	9,700円	16,600円

現 行		改 正	
5.0kgまで	8,900円	9,700円	10,500円
6.0kgまで	9,700円	10,500円	11,300円
7.0kgまで	10,500円	11,300円	12,100円
8.0kgまで	11,300円	12,100円	12,900円
9.0kgまで	12,100円	12,900円	13,700円
10.0kgまで	12,900円	13,700円	14,500円
11.0kgまで	13,700円	14,500円	15,300円
12.0kgまで	14,500円	15,300円	16,100円
13.0kgまで	15,300円	16,100円	16,900円
14.0kgまで	16,100円	16,900円	17,700円
15.0kgまで	16,900円	17,700円	18,500円
			30,900円

名宛地域			
重 量	台湾	香港	シンガポール、ベトナム及びマレーシア
1.0kgまで	11,300円	12,100円	15,300円
2.0kgまで	12,100円	12,900円	16,100円
3.0kgまで	12,900円	13,700円	16,900円
4.0kgまで	13,700円	14,500円	17,700円
5.0kgまで	14,500円	15,300円	18,500円
6.0kgまで	15,300円	16,100円	19,300円
7.0kgまで	16,100円	16,900円	20,100円
8.0kgまで	16,900円	17,700円	20,900円
9.0kgまで	17,700円	18,500円	21,700円
10.0kgまで	18,500円	19,300円	22,500円
			38,700円

(4) 冷凍大型保冷EMS郵便物

(5) 冷凍中型保冷EMS郵便物

現 行		改 正	
		台湾	香港
			シンガポール、 トナム及びマレ ーシア
重量	名宛地域	台湾	香港
1.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	9,700円	10,500円
2.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	10,500円	11,300円
3.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	11,300円	12,100円
4.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	12,100円	12,900円
5.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	12,900円	13,700円
6.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	13,700円	14,500円
7.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	14,500円	15,300円
8.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	15,300円	16,100円
9.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	16,100円	16,900円
10.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	16,900円	17,700円
11.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	17,700円	18,500円
12.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	18,500円	19,300円
13.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	19,300円	20,100円
14.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	20,100円	20,900円
15.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	20,900円	21,700円
16.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	21,700円	22,500円
17.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	22,500円	23,300円
18.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	23,300円	24,100円
19.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	24,100円	24,900円
20.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	24,900円	25,700円
21.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	25,700円	26,500円
22.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	26,500円	27,300円
23.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	27,300円	28,100円
24.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	28,100円	28,900円
25.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	28,900円	29,700円
26.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	29,700円	30,500円
27.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	30,500円	31,300円
28.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	31,300円	32,100円
29.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	32,100円	32,900円
30.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	32,900円	33,700円
31.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	33,700円	34,500円
32.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	34,500円	35,300円
33.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	35,300円	36,100円

⑥ 冷凍小型保冷EMS郵便物

		台湾	香港	シンガポール、 マレーシア	シンガポール、 マレーシア	シンガポール、 マレーシア
				名宛地域		
重量	名宛地域					
1.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	6,300円	6,800円	8,100円	8,900円	15,300円
2.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	7,300円	8,100円	9,700円	9,900円	16,600円
3.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	8,100円	8,900円	10,500円	10,500円	17,900円
4.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	8,900円	9,700円	12,100円	12,100円	19,200円
5.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	10,500円	11,300円	12,100円	12,100円	20,500円
6.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	11,300円	12,100円	12,900円	12,900円	21,800円
7.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	12,100円	12,900円	13,700円	13,700円	23,100円
8.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	12,900円	13,700円	14,500円	14,500円	24,400円
9.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	13,700円	14,500円	15,300円	15,300円	25,700円
10.0kgまで	シンガポール、 マレーシア	14,500円	15,300円	16,100円	16,100円	27,000円

現 行	改 正
(略)	<p>附 則(平成29年※月※日 2016-日国際第※※※号)</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>第1条 二の改正は、平成29年4月1日から実施します。</u></p>

郵便約款変更の認可について

平成29年2月24日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

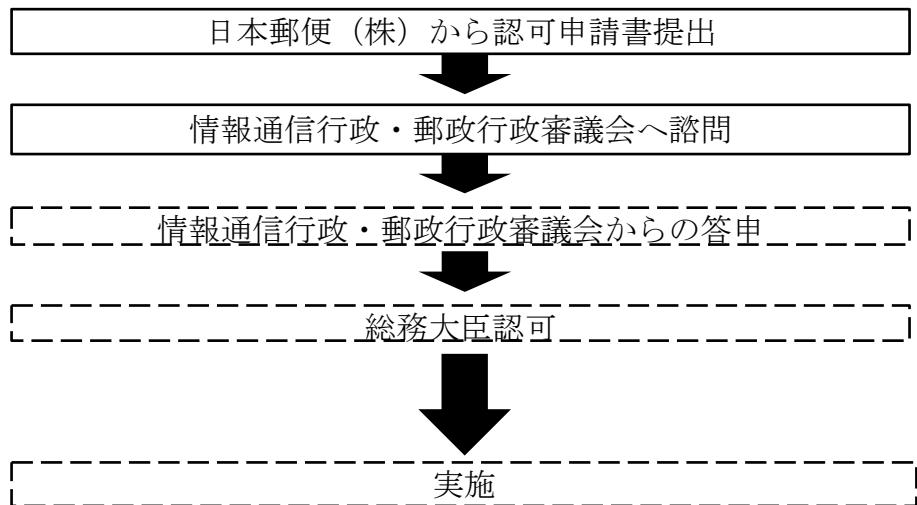
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 申請の背景・理由

日本郵便株式会社は、平成25年4月1日から、EMS（注）郵便物の保冷扱い（以下「クールEMS」という。）を試験的に提供している（郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条第2号の規定により総務大臣による契約約款の認可は不要）。

クールEMSは、専用の保冷容器及び保冷材により、郵便物を保冷（冷蔵又は冷凍）したまま外国の受取人に配達するもの。一定時間、一定の温度で運送するため、運送経路において冷蔵庫等の保冷設備が不要であり、通常のEMS郵便物と同じ取扱いでの配達が可能な点が大きな特徴となっている。

クールEMSの試験提供の実績は次の表のとおりであり、日本郵便株式会社において、取扱郵便局での引受けから名宛国での受取人への配達までの過程において適切な保冷品質が確保できること等が確認され、役務の提供の安定性及び継続性の確保が可能と判断されたことから、平成29年4月1日より、クールEMSの本格的なサービスとしての提供を実施することとするもの。

なお、クールEMSの取扱郵便局及び取扱国・地域については、今後も拡大予定。

（注）Express Mail Service（国際スピード郵便）の略。最も迅速な国際郵便サービスであり、日本から書類・物品を120以上の国・地域に送達可能。

（参考）クールEMSの試験提供の実績

	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末
取扱郵便局数	7局 (6都道府県)	25局 (10都道府県)	78局 (35都道府県)	118局 (45都道府県) ※
取扱国・地域	3 (シンガポール、 台湾、香港)	5 (マレーシア、ベ トナムを追加)	6 (フランスを追 加)	6

※平成29年4月1日以降、121局47都道府県で提供予定。

2 申請概要

国際郵便約款に、EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外国の受取人に配達する扱いを行うものを「保冷EMS郵便物」として新たに定め、その利用条件等に関して規定するとともに、関係する規定の整備を実施するもの。

3 実施予定期日

平成29年4月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	保冷EMS郵便物の引受けについては、原則、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるとともに、一部の技術的な利用条件については、日本郵便株式会社が明示的に別に定めることとしており、適当と認められる(なお、外国來のEMS郵便物の保冷扱いは提供されていないため、配達及び転送については規定不要)。保冷EMS郵便物の還付及び送達日数に関する事項については適正かつ明確に定められており、適当と認められる。
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	保冷EMS郵便物にも、通常のEMS郵便物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

參考資料

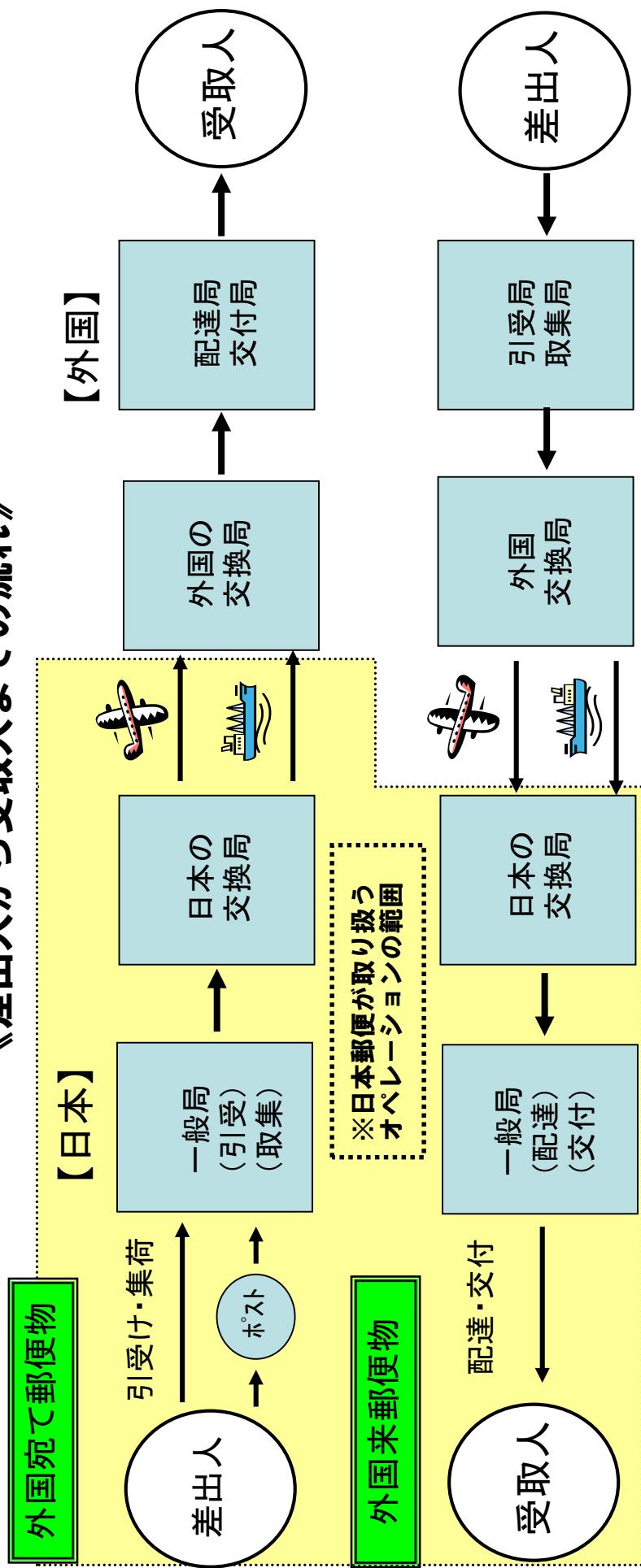
国際郵便物の送達

(参考1)

- 国際郵便物は、交換局(※)を経由して、外国の指定された事業体と交換されている。
- 日本郵便が取り扱うオペレーションの範囲(下図の網掛部分)は、外国宛てにあつては、郵便物を引き受けから外国の指定された事業体に郵便物を引き渡すまで、また、外国來にあつては、外国の指定された事業体から郵便物を引き渡されてから郵便物を配達するまでとなる。

※ 我が国の交換局は、航空便を扱う交換局が、東京国際、中部国際、大阪国際、新福岡及び那覇中央の5局、航空便及び船便を扱うのが川崎東の1局。

《差出人から受取人までの流れ》



ケールEMSについて

(参考2)

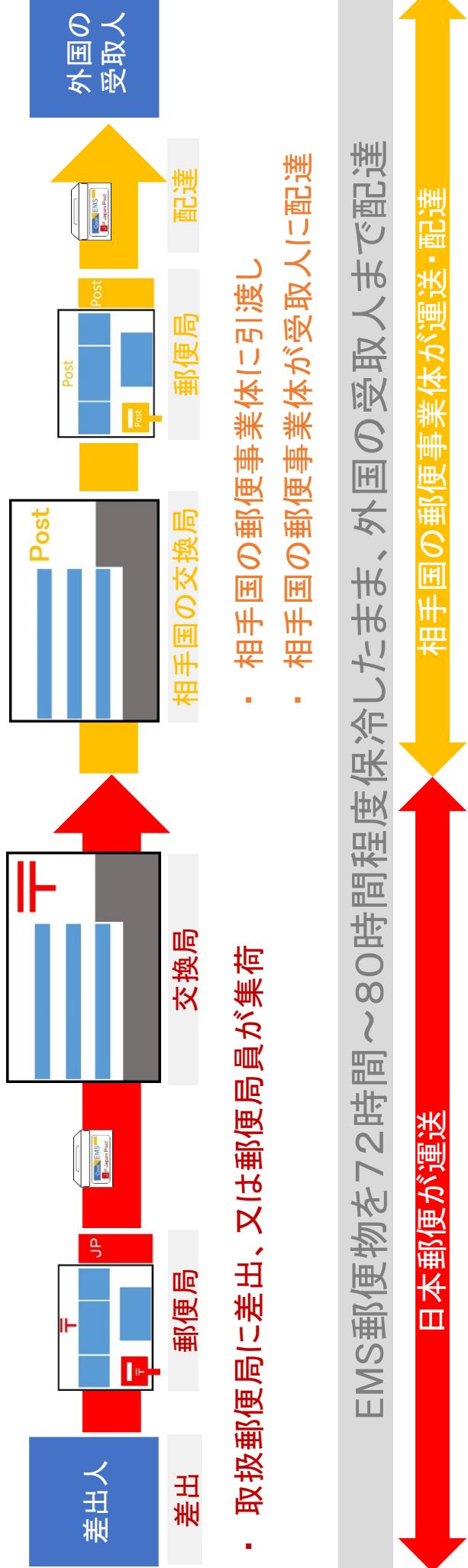
<< 概要 >>

- 国際スピード郵便物(EMS郵便物)を保冷したまま外国の受取人に配達するサービス。冷蔵型(0~10°C)と冷凍型(-15°C以下)の2つ。
- 運送途中で冷蔵庫等の保冷設備や保冷運搬車が不要。
- 取扱郵便局は、全国47都道府県の121局(平成29年4月1日予定)。
6ヶ国・地域(シンガポール、台湾、香港、マレーシア、ベトナム、フランス)宛てに本格サービス提供。



<< イメージ図 >>

20



- ・ 取扱郵便局に差出、又は郵便局員が集荷

- ・ 相手国の郵便事業体に引渡し
- ・ 相手国の郵便事業体が受取人に配達

EMS郵便物を72時間～80時間程度保冷したまま、外国の受取人まで配達

日本郵便が運送

相手国の郵便事業体が運送・配達

【参照条文】

○ 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

(郵便に関する条約)

第十一條 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

(郵便約款)

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものと除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項
- 二 その他会社の責任に関する事項
- 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示)

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款(前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。)その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいうように掲示しなければならない。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十二条の規定による命令をしようとするとき。

○ 郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- 二 地域及び期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○ 万国郵便条約(平成二十五年条約第十五号)

第十六条 EMS業務及び統合された物流管理業務

- 1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。
 - 1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。
 - 1.2 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

○ 通常郵便に関する施行規則

第二百五十八条 EMS業務

- 1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものとする。EMS業務を提供することを決定した指定された事業体の間の交換においては、EMS業務による郵便物は他の郵便物に優先する。EMS業務においては、極めて短い時間で通信文、書類又は物品を取り集め、送達し、及び配達する。
- 2 EMS業務は、多数国間又は二国間の合意により実施される。これらの合意に明文の定めのない事項については、連合の文書の適当な規定に従う。
- 3 EMS業務は、できる限り、オレンジ色の翼、EMSという青色の文字及び三本の水平なオレンジ色の筋から成る次の意匠により識別する。この意匠には、EMS業務の国内における名称を付することができる。



- 4 EMS業務の料金は、差出側の指定された事業体が当該業務に係る費用及び市場の要求を参酌して定める。

第二百五十九条 EMS業務の運営

- 1 加盟国及び/又は指定された事業体は、EMSのネットワークを維持するためであって、やむを得ない場合には、当該国の国内法令に従うことを条件として、他国において運営している民間企業の協力を得て、EMS業務を実施することができる。